

# 第2章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり

## 障害のある人に対する理解促進のための広報・啓発等の推進

我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組を進めている。「障害の社会モデル」では、障害は、心身の機能に障害がある方々の社会参加を困難にしている事物、制度、慣行、観念など、様々な社会的障壁によって生み出されるとしている。こうした障壁を取り除くには、社会全体の意識改革が必要である。

国民全体に障害についての正しい理解が行き渡るよう、政府では、地方公共団体、民間企業・団体、マスメディア等、多様な主体と連携して、幅広い広報・啓発活動を行っている。

### 1. 障害者週間

政府では、「障害者基本法」に定める12月3日から9日までの「障害者週間」に、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的とした行事を実施している。

毎年、政府、自治体において民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、全国各地で様々な広報啓発に関する取組を集中的かつ包括的に実施している。

#### (1) 障害者週間における内閣府の取組

内閣府では、「障害者週間」に「障害者基本法」の趣旨を踏まえた行事等を行っている。2025年度は、「障害者週間」関係表彰、「障害者週間」作品展、ワークショップ及びオンラインセミナーを以下のとおり実施した。

#### ア 「障害者週間」関係表彰の実施

内閣府では障害のある人となない人との心の触れ合い体験をつづった「作文」及び障害のある人に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」を募集している。これらの入賞作品は、都道府県・指定都市からの内閣府への推薦作品から決定されている。2025年度の表彰式は、12月6日に最優秀賞受賞者出席の下、実施した。



古川直季内閣府大臣政務官から表彰状の授与を受ける「ポスター」(小学生区分)最優秀賞受賞者の木村咲音さん  
(写真：内閣府)



受賞者代表として作文を朗読する「作文」(小学生区分)最優秀賞受賞者の吉本りささん  
(写真：内閣府)



「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞受賞者、古川直季内閣府大臣政務官（写真中央左）  
（写真：内閣府）

① 表彰

○ 「心の輪を広げる体験作文」表彰

- ▶対象（4区分）：[小学生区分／中学生区分／高校生区分／一般区分]
- ▶表彰種別：最優秀賞（内閣総理大臣表彰） 各区分1名  
優 秀 賞（内閣府特命担当大臣表彰） 各区分3名  
佳 作 各区分5名

○ 「障害者週間のポスター」表彰

- ▶対象（2区分）：[小学生区分／中学生区分]
- ▶表彰種別：最優秀賞（内閣総理大臣表彰） 各区分1名  
優 秀 賞（内閣府特命担当大臣表彰） 各区分1名  
佳 作 各区分5名

② 募集・応募等の状況

○ 募集期間

2025年7月1日～9月下旬（※都道府県・指定都市が定める日）

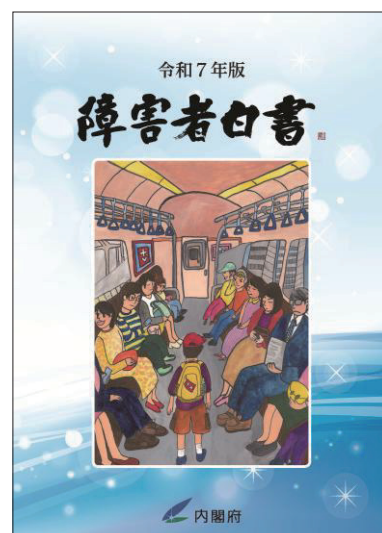
○ 応募・推薦状況

区分	心の輪を広げる体験作文		障害者週間のポスター	
	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数	都道府県・指定都市 における応募総数	都道府県・指定都市 からの内閣府への推薦数
小学生	134	27	475	35
中学生	523	40	289	37
高校生	537	28		
一般	117	23		
合計	1,311	118	764	72

### ③ 入賞作品の広報活用

内閣府では、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の入賞作品を、以下のように「障害者週間」等における全国的な広報に活用している。

- ▶ 「作文」「ポスター」の全入賞作品を冊子に収め、全都道府県・指定都市及びその教育委員会、障害当事者団体等に配布し、内閣府ホームページに掲載。
- ▶ 「ポスター」最優秀賞受賞作品のうち1点を、「障害者週間」の広報用ポスターに採用し、全都道府県・指定都市及びその教育委員会、全国JR・私鉄主要駅等に配布し、内閣府ホームページに掲載。「障害者白書」にも活用。



2025年度のポスター最優秀賞受賞作品（「小学生区分」木村咲音さん）を採用した広報用のポスター（左）と入賞作品集（右）

令和7年版「障害者白書」（2024年度のポスター最優秀賞受賞作品を採用）

### イ 「障害者週間」作品展の開催（都道府県・指定都市からの推薦作品の広報活用）

内閣府では、「障害者週間」作品展を開催し、都道府県・指定都市から推薦のあった「ポスター」の全作品及び「作文」の最優秀作品4点について展示・公開している。2025年度は東京ビルTOKIAにおいて12月3日から9日まで開催した。



令和7年度「障害者週間」作品展（写真：内閣府）

### ウ 「障害者週間」ワークショップの実施

「障害者週間」においては、障害体験などのワークショップを作品展と同時開催している。2025年は、東京2025デフリンピック金メダリストの坂田翔悟選手によるトークショー、競技用車いすの体験のほか、障害の有無を問わず楽しめるユニバーサル・キャンプの紹介、盲導犬・介助犬・聴導犬デモンストレーション、ろう者による手話歌パフォーマンス等を実施した。また、障害当事者団体の協力の下、知的障害の体験なども実施した。



盲導犬・介助犬・聴導犬デモンストレーション

東京2025デフリンピック 陸上競技 男子4×100m  
リレー金メダリスト 坂田翔悟選手トークショー

令和7年度「障害者週間」ワークショップ（写真：内閣府）

## エ 「障害者週間」オンラインセミナーの実施

内閣府では「障害者週間」の趣旨にふさわしいセミナーを各団体等と連携してオンライン配信で開催している。2025年12月3日から26日まで、ロービジョンの当事者や国立大学法人筑波技術大学などの団体による動画を配信した。

### (2) 「障害者週間」における国（各省庁等）・都道府県・指定都市等における取組

各府省庁、都道府県（管内市町村を含む。）及び指定都市においても、「障害者週間」に合わせて行事や取組が行われている。実施状況については、内閣府のホームページで公開している（件数は2025年12月時点のもの）。

- 国主催行事：98件
- 関係機関・団体主催行事：40件
- 都道府県・指定都市等主催行事：1,909件

## 2. 手話の普及・啓発に係る取組

### (1) 手話の日における内閣府の取組

内閣府では、「手話施策推進法」の公布・施行後初めて迎える「手話の日」の2025年9月23日に、「手話のすそ野を広げる」をテーマに手話に関する理解と関心を深めるためのオンラインシンポジウムを開催した。同日、首都高速道路株式会社の協力の下、レインボーブリッジのブルーライトアップを行った。その後、全国5か所で、地元の聴覚障害のある人、行政機関や大学等とも協力し、手話教室、パネル展示等の「手話ふれあいフェスタ」を実施した。

① オンラインシンポジウム 実施日：2025年9月23日

ビデオメッセージ：黒柳徹子氏

基調講演：田門浩氏（弁護士）

ミニ講演：梅内哲也氏（スターバックスコーヒー・ジャパン）、

中嶋元美氏（手話パフォーマー）、小川光彦氏（『いくおーる』編集者）、中島武史氏（兵庫教育大学准教授）

パネルディスカッション：大杉豊氏（筑波技術大学教授）をコーディネーターとして、那須映里氏、根本和徳氏、川俣郁美氏及び谷本歩実氏がデフリンピック等を通じた手話の普及等について議論した。



オンラインシンポジウム講演の様子（左 田門浩氏 右 中嶋元美氏）

② 手話ふれあいフェスタ

市民祭や大学祭などに参加しブースを設置。ブース内では手話教室や手話クイズ等を実施。「きこえない」体験やろう者が日常使用する器具の紹介等も行った。

2025年 9月28日 鳥取県 あいサポート・アートとっとり祭

2025年 11月 1日 静岡県 静岡大学 静大フェスタ

2025年 12月 7日 京都府 京都ヒューマンフェスタ2025

2026年 1月18日 福岡県 第28回ふくふくフェスティバル～歌と踊りで輪になろう～

2026年 3月 4日 岩手県 岩手大学 ダイバーシティフォーラム（第2部）



手話教室と「きこえない」体験の様子（左：静岡県 右：福岡県）

## (2) 国（各省庁等）・都道府県・指定都市等における取組

「手話施策推進法」に基づき、国及び地方公共団体で、手話に関する理解と関心を深めるための取組を実施した。国や関係機関・関係団体主催行事のほか、地方公共団体においては700件を超える行事が行われた。

## 3. 広報・啓発活動

### (1) 各種の週間・月間等の取組

障害のある人への理解を深めるため、各種の週間・月間等に広報・啓発活動が展開された。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を目的とし、9月1日から30日までを「障害者雇用支援月間」としている。障害のある人から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターを作成し、全国の主要な駅などに掲示した。各都道府県でも、障害者雇用優良事業所等表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、障害者雇用促進のための啓発活動を実施した。

法務省の人権擁護機関では、国連において「世界人権宣言」が採択された12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めている。同週間では、関係機関や団体の協力の下、「世界人権宣言」の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地で、法務局・地方法務局、人権擁護委員等による人権啓発活動を実施している。2025年度においては、「『誰か』のことじゃない。」をテーマに掲げたポスターの配布、ショート動画の配信やSNS等を活用したインターネット広告による広報活動を展開するとともに、障害のある人の人権など様々な人権問題をテーマにした啓発動画の配信や講演会、パラスポーツの体験会の開催等の各種広報・啓発活動を行った。

また、4月2日は国連総会での決議により「世界自閉症啓発デー」とされている。厚生労働省は、この日から8日までを「発達障害啓発週間」と位置付け、自閉症などの発達障害に関する正しい知識の浸透を図るため、世界自閉症啓発デー日本実行委員会に参画し他の委員との協力の下、啓発活動に取り組んでいる。2025年は、発達障害に関する啓発動画を作成し、同委員会のホームページで公開するとともに、人気キャラクターの参加する点灯式など東京タワーブルーライトアップ・啓発イベントを実施した。地方公共団体や関係団体も、同時期に様々な啓発活動を実施した。

このほか、厚生労働省は、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、2025年12月1日から7日までを「第72回精神保健福祉普及運動」の期間とした。「心の変調・障がいを知り、共に生きる」をテーマとして鳥取県で開催された精神保健福祉全国大会（精神保健福祉事業功労者表彰、記念講演、シンポジウム等の実施）等を実施している。



第77回人権週間ポスター  
資料：法務省



東京タワーブルーライトアップ  
資料：厚生労働省

## (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

政府では、障害者、高齢者等の安全で快適な社会生活のため、毎年度、優れた取組を表彰している。ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣による表彰を行っており、2025年度は、15個人・団体を表彰した（図表2-1）。

■ 図表2-1 令和7年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

## ○内閣総理大臣表彰

<p>宇都宮市・芳賀町・宇都宮ライトレール株式会社 (栃木県宇都宮市・芳賀町) 【国土交通省推薦】</p>	<p>全国初の全線新設による本格的なLRT（ライト・レール・トランジット）であり、高齢者、子育て世代、障害者など誰もが利用できる公共交通インフラとして芳賀・宇都宮LRT（ライトライン）を2023年8月に開業。</p>
<p>貝谷嘉洋 (東京都) 【厚生労働省推薦】</p>	<p>筋ジストロフィーのため14歳で歩行不能となり、通常の学校から入学を制限される等、未整備な環境ながら日本で大学卒業後、単身渡米。現地介護者雇用により自立生活をしながらカリフォルニア大学バークレイ校で修士号取得、在学中に片手で運転できるジョイスティック車で54日間全米横断に成功。帰国後、NPO法人日本バリアフリー協会を設立し、障害をもつミュージシャンの音楽コンテスト「ゴールドコンサート」と日本初の障害者主催の本格的な音楽イベント「GCグランドフェスティバル」を開催。20年以上にわたり、障害者の地位を向上させた。</p>
<p>社会福祉法人ながよ光彩会 (長崎県西彼杵郡長与町) 【国土交通省推薦】</p>	<p>2014年に設立された社会福祉法人。特別養護老人ホームと地域の若者等をつなげる活動、障害者・高齢者への切れ目のない就労支援、行政や地元事業者等と連携しながらこども達の居場所づくり、経済的困窮世帯の支援等の地域課題全般に対して、誰一人取り残さない「まちづくり」を福祉の視点から行っている。 また、一部時間帯で無人駅となる「長与駅」において、JR九州から委託を受け、身体が不自由な方の乗降助助や時間帯によって変わる乗車ホームの案内等といった駅利用者の困りごとへの対応を行うほか、駅構内に開設したコミュニティホールの運営を行っている。</p>

## ○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

<p>iPresence株式会社 (兵庫県神戸市) 【経済産業省推薦】</p>	<p>2014年創業（本社：兵庫県神戸市）。遠隔でその場でいるかのようにコミュニケーションができるテレプレゼンスアバターロボット（テレロボ）やリアル空間をデジタル上にコピーした空間を再現するデジタルツインなどの先端技術を開発し、遠隔操作デジタルツイン空間の構築や工場案内システムの導入を通じて、日本のものづくり業界や医療・介護分野の社会課題解決に貢献している。</p>
<p>錦城護謨株式会社 (大阪府八尾市) 【経済産業省推薦】</p>	<p>1936年創業（本社：大阪府八尾市）。2019年に社内にバリアフリー推進課を設立し、創業89年のゴム部品製造技術をいかした開発力と技術力を強みに、視覚障害者の移動支援及び関連ビジネスの展開に取り組んでいる。また、一部パラスポーツ大会での会場のバリアフリー化支援として誘導マット等の貸出しや設置協力を行っている。</p>
<p>公益社団法人SSP (神奈川県相模原市) 【相模原市推薦】</p>	<p>2019年に相模原市で設立。全国で初めての試みとなる、障害の有無にかかわらず、オートバイに乗車する体験を提供するという取組を行っており、障害があっても乗ることができる補助輪のついたオートバイの開発や、「公道でツーリングをしたい」という強い希望から箱根ターンパイク等で公道を貸し切ったツーリングイベントを行っている。</p>
<p>全国ろうあヘルパー連絡協議会 (大阪府大阪市) 【厚生労働省推薦】</p>	<p>2000年4月の介護保険制度施行と同時に、大阪で公益社団法人大阪聴力障害者協会の運営による訪問介護事業を開始し、2003年11月、正式に「全国ろうあヘルパー連絡協議会」を設立。きこえない・きこえにくい高齢者が年々増加する中、手話をコミュニケーション手段とするろうあ高齢者に対して、手話等でスムーズにコミュニケーションが取れる、きこえない障害をもつ「ろうあヘルパー」、手話ができる聞こえるヘルパーたちが全国から一堂に集い、講演、グループワーク討議など研修会を開催し、共通の悩み、意見交換、情報共有をし、事業起こしの参考や職域の場を広げる機会になる。また、震災地が明日への元気になるための支援活動もあわせて、ろうあヘルパーたちの地位向上につなげていくように行っている。</p>
<p>特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所りんごプロジェクト (東京都品川区) 【文部科学省推薦】</p>	<p>2012年に東京都渋谷区で設立。様々なイベントやプロジェクトを全国展開しながら、各地でダイバーシティ&amp;インクルージョンなまちづくりを推進している。そのうちの一つである「りんごプロジェクト」は、読書バリアフリーの推進を目的に、2020年から活動している。大活字本、マルチメディアデジター、LLブック、点字つき絵本、布絵本など、多様な読み方に対応したアクセシブルな図書を集めた「りんごの棚」の普及事業や出張授業、研修会等を全国の学校や図書館等で実施。また、共に学び生きる共生社会の実現を目指すイベント「超福祉の学校@SHIBUYA」を毎年東京都内（渋谷ヒカリエ）で開催している。</p>

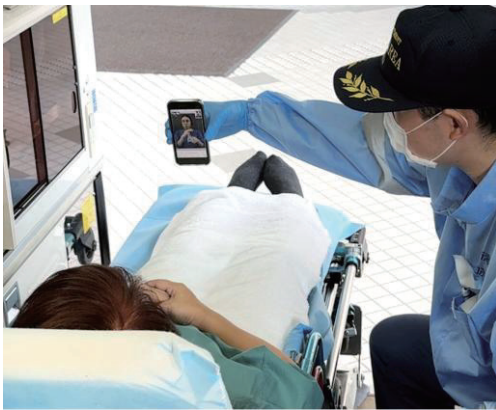
○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

<p>神奈川県・NPO法人pena (神奈川県横浜市・平塚市) 【神奈川県推薦】</p>	<p>2024年神奈川県平塚市において、低出生体重児家族の孤立を防ぐとともに、育児に関わる不安などの軽減を目指すことを目的に設立。神奈川県との連携の下、低出生体重児の母親が、外出先でも安心して搾乳ができるよう、授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークの作成を全国で初めて行ったほか、心理面での支援として、実際に経験者と交流し相談できる場の提供や写真展を行っている。また、神奈川県は当団体等の協力の下、低出生体重児の子育て手帳「リトルベビーハンドブック」の作成・配布を行っている。</p>
<p>株式会社プラスヴォイス (宮城県仙台市) 【総務省推薦】</p>	<p>2003年から、全国で初めてとなる遠隔手話通訳サポートサービスを開始し、以降20年以上にわたって、ろう者の生活における役所・病院・救急・警察を始めとした「対面コミュニケーションの仲介」を特徴とする遠隔手話通訳サービスの提供を行う。通訳専用システム「PVRTC」を独自で開発し、遠隔通訳の仕組みを構築している。</p>
<p>公益財団法人神奈川県公園協会・ 特定非営利活動法人HONKI University (神奈川県横浜市・茅ヶ崎市) 【神奈川県推薦】</p>	<p>公益財団法人神奈川県公園協会は公園管理等を行う財団法人として1975年に設立、NPO HONKI UNIVERSITYは、2014年に発足し、2016年から特定非営利活動法人として活動。両者は連携し、辻堂海浜公園等において、市民ボランティアの協力も得ながら、ユニバーサルカメラ体験会を開催している。また、体験会で使用する、通常のカメラより転覆しにくいユニバーサルカメラの製造にも取り組んでいる。</p>
<p>公益財団法人鉄道弘済会義肢装具 サポートセンター (東京都荒川区) 【東京都推薦】</p>	<p>同団体は、公益財団法人鉄道弘済会により、東京都荒川区に設けられた義肢・装具を必要としている者に対する民間唯一の総合リハビリテーション施設であり、医療関係者からなるチームの下、義肢・装具の製作・修理、リハビリテーション、研究等を総合的に実施している。さらに、スポーツ用義足の体験等、様々な催しを通じて、誰もが暮らしやすい社会の実現に貢献している。</p>
<p>KOSEN-ATネットワーク (熊本県合志市) 【文部科学省推薦】</p>	<p>2012年9月、全国の高専連携による福祉機器の高度化を目指し、KOSEN-ATの母体となる「全国KOSEN福祉情報教育ネットワーク（主幹校：熊本高専）」を発足。その後、特別支援教育総合研究所との連携により、特別支援教育におけるDX化の対応として、全国の高専が連携し、研究開発を開始。全国の51高専を5ブロックに分け、福祉研究のハブとなる函館（北海道）、仙台（宮城県）、長野（長野県）、富山（富山県）、徳山（山口県）、新居浜（愛媛県）、熊本（熊本県）の7校が基幹高専として連携し、各ブロック間で福祉教育コンテンツ開発や地域の特別支援学校、医療機関とのセミナー開催を行っている。</p>
<p>ひとにやさしいうつわ開発研究会 (茨城県笠間市) 【茨城県推薦】</p>	<p>2001年に「笠間焼商品開発研究会」を発足し、2009年に「ひとにやさしいうつわ開発研究会」として独立。茨城県立笠間陶芸大学校、茨城県歯科医師会などの関係団体と連携し、「食」をキーワードとした共同プロジェクトを展開。国の伝統的工芸品に指定された笠間焼の技を生かし、「のみやすい、もちやすい、すくいやすい」をコンセプトに誰もが使いやすい「ひとにやさしい食器」づくりに取り組んでいる。</p>
<p>方南銀座商店街振興組合 (東京都杉並区) 【東京都推薦】</p>	<p>1966年に組合を設立。イベントを通して交流があった福祉団体（一般社団法人ビーンズ、NPOふるさとネット）が協力し「方南町ビールプロジェクト実行委員会」を2021年に発足、商店街内で数年間空き店舗（築40年以上の蕎麦屋）となっていた場所を借り上げて改装、醸造所施設を整備しクラフトビールの醸造所（方南ローカルグッドブリュワーズ）として活用、5種類ほどのクラフトビールの製造及び販売を実施。</p>

資料：内閣府



内閣総理大臣表彰 貝谷嘉洋氏



通訳者不足を補完し、命に関わる現場でも機能する遠隔手話通訳

内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞 株式会社プラスヴォイス



内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞 KOSEN-ATネットワーク

### (3) 世界メンタルヘルスデー<sup>1</sup>イベントの開催

厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発イベントなどを開催している。昨年に引き続き人気キャラクターを応援サポーターとして2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）・東京タワーでの広報活動や各自自治体等への普及啓発資材の配布を行った。

そのほか、10月10日には、東京タワーなど全国の名所等でライトアップイベントが開催された（共催：特定非営利活動法人シルバーリボンジャパン、ルンドベック・ジャパン株式会社 後援：厚生労働省）。

1 世界メンタルヘルスデー 世界精神保健連盟（WFMH）が、1992年から、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。その後、世界保健機関（WHO）も協賛し、正式な国際デー（国際記念日）とされている。



東京タワーのシルバーとグリーンライトアップ  
(2025年10月10日/写真:特定非営利活動法人  
シルバーリボンジャパン)

## World Mental Health Day JAPAN 2025 in EXPO

### 10月10日は世界メンタルヘルスデー

こころの健康に欠かせない“人とのつながり”を大切にしたいイベントです。  
ゲストを招いてメンタルヘルスについてのトークイベントを開催します。  
応援サポーターとしてリラックマも登場します。



フリーアナウンサー  
中村直美



元女子バレーボール  
日本代表  
大山加奈



元サッカー五輪代表  
森岡浩司



最上もが

日時 10月10日(金) 18時30分

会場 大阪・関西万博  
ポップアップステージ南

#ココロに聞いてみよう



主催 厚生労働省 世界メンタルヘルスデー2025  
～つながる、どこでも、たれにでも～

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）イベント  
トポスター  
資料：厚生労働省

#### (4) 心のサポーターの養成

精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進するため、厚生労働省は、うつ病等の精神疾患やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持ち、これらの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心に行う支援者である「心のサポーター」の養成が図られるよう取組を進めている。

2024年度からは都道府県等が主体となって心のサポーターの養成を担い、2026年3月末現在の心のサポーター養成者数は40,607人となっている。

### 4. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」では、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活の確保のため、ユニバーサル社会<sup>2</sup>の実現に向けた諸施策の推進の実施状況の公表及び留意事項等を定めている。同法に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、2024年度の実施状況を公表している。

### 5. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の積極的な情報提供は、欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、積極的な情報提供をしている。対面とオンラインの

2 ユニバーサル社会とは、障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

ハイブリッド会議による開催とし、会議の開始から終了までの全状況を会議の映像及び音声、手話通訳及び要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信し、会議資料は当日までに内閣府のホームページに掲載している。資料等はPDF版に加えてテキスト版を掲載するなど、情報提供の在り方についても配慮を行った。会議終了後には動画及び議事録を公開している。

内閣府においては、こうした傍聴者に対する合理的配慮の提供について、各府省庁の審議会等においても実施するよう、対応を求めている。



障害者政策委員会の模様  
資料：内閣府

## 6. 教育・福祉における取組

### (1) 学校教育における取組－交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が共に学び共に育つ活動を共にすることは、共生社会を作る上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等を踏まえて、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設け、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。文部科学省では、2019年3月に改訂した「交流及び共同学習ガイド」を周知している。また、2024年度から、交流及び共同学習を発展的に進め、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施している。

### (2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つとして、青少年や成人一般、高齢者の学習活動等が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

## 7. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等で、思いやりの心や助け合いに関する指導、福祉を探究課題とする学習、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位認定が可能となっている。

## (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を行っている。同センターは、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を行っている。

## 8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め、公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。「障害者差別解消法」では、行政機関等の「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供義務」を規定しており、国の行政機関等においては、職員が適切に対応するために必要な要領（「国等職員対応要領」）を策定することとされている。各府省庁においては、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、「国等職員対応要領」について年1回以上の周知を行うこととしている。

警察では、新規採用及び昇任時の研修や警察署等における職場研修等の様々な機会を捉えて、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害の特性等への理解を深めるための研修を実施している。

法務省では、刑務所等矯正施設の職員に、人権擁護、精神医学などの科目で、様々な特性を有する者への適切な対応についての講義のほか、社会福祉施設における介護等体験実習等を実施している。

地方更生保護委員会及び保護観察所の職員には、新任の保護観察官を対象とした中等科研修などで、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解のための講義等を実施している。

また、「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年実施しており、2025年度においては、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、旧優生保護法関係の講義等を含んだ「障害のある人と人権」をテーマにした研修を行った。地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要となる知識の習得を目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施し、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。検察職員、矯正施設職員、出入国在留管理庁職員及び裁判所職員に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることにも努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、公益財団法人日本ケアフィット共育機構認定のサービス介助士の資格を本部の担当職員が取得し、新規採用職員や新任管理職員に対し、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した対応方法等の知識を伝達している。また、各地で取り組んだ合理的配慮等の事例を全国の職員間で共有し、職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。

## 9. 国勢調査における合理的配慮

国勢調査は、我が国に居住する全ての人を対象とする国の最も基本的かつ重要な統計調査で、1920年の第1回調査以来ほぼ5年ごとに実施しており、2025年10月1日を調査期日として実施した令和7年国勢調査はその22回目に当たる。

国勢調査では障害のある人が円滑に調査へ回答できるよう、従前から様々な配慮を行っており、視覚障害者団体の意見も取り入れながら、点字調査票、拡大文字調査票、音声読み上げソフトに対応したインターネット回答用の電子調査票を用意するとともに、調査への回答が困難な人には、国勢調査員などが直接、回答のサポートを行うなどの支援策も講じている。

さらに、令和7年国勢調査では、調査書類収納封筒（全ての調査対象世帯に配布する調査書類が入っ

た封筒)に新たに音声コードを導入するとともに、その位置が判別できるよう、封筒に切り欠き加工も施すなどの配慮を行っている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料